

**PRESS RELEASE**

報道関係者各位

令和6年10月1日
社会福祉法人佐賀県共同募金会 担当 馬場
佐賀市天神一丁目4番15号 TEL 0952-23-4996
E-mail akaihane-saga@crocus.ocn.ne.jp

令和6年能登豪雨災害義援金の受付開始について

令和6年9月21日からの大雨に伴う災害により、石川県内の3市3町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町）に災害救助法が適用されました。

この災害により被災された方々を支援することを目的に、石川県共同募金会において義援金の募集を開始されたことに伴い、佐賀県共同募金会（会長：陣内芳博）においても同義援金の受付を行いますのでお知らせいたします。

本会、市町支会（市町社会福祉協議会）で受付けた義援金は、本会にて取りまとめのうえ、石川県共同募金会に送金いたします。

記

1. 義援金名称

令和6年能登豪雨災害義援金

2. 受付期間

令和6年10月1日（火）から令和7年3月31日（月）まで

3. 義援金の受付方法について

(1) 直接、義援金を持参される場合

佐賀県共同募金会事務局のほか、市町支会（市町社会福祉協議会）20か所で受け付けます。

(2) 金融機関で送金される場合

下記の指定口座に送金してください。

○本会（佐賀県共同募金会）義援金受入口座による受け入れ

金融機関	支店名	口座番号	加入者・名義
佐賀銀行	県庁支店	(普) 3066603	社会福祉法人 佐賀県共同募金会

※佐賀銀行の本店・支店すべての窓口準備されている専用振込票を使用し、佐賀銀行窓口から送金する場合は手数料が無料となります。

○直接石川県共同募金会へ送金を希望の場合

【指定口座による受け入れ】

金融機関	支店名	口座番号	加入者・名義
北國銀行	県庁支店	(普) 30446	シカワケンホジシヨウ イシカワケンキョウトウホケンカイ 社会福祉法人石川県共同募金会 レイワクネ ホゴウササカ イケン 令和6年能登豪雨災害義援金
ゆうちょ銀行	00170-7-732071		イシカワケンキョウホレイワクネホゴウ 石川県共募令和6年能登豪雨 サカ イケン 災害義援金

※1 北國銀行各店からの窓口、ATM、インターネットバンキングでの振込・振替は、手数料が免除されます。

※2 ゆうちょ銀行本・支店及び郵便局の窓口からの通常払込手数料は免除されます。

※3 上記以外の金融機関からの振込・振替は手数料がかかりますのでご注意ください。

4. 義援金の配分について

本会にお寄せいただいた義援金は、全額石川県共同募金会へ送金し、関係団体等で構成される石川県災害義援金配分委員会により配分基準等を決定の上、各市町を通じて被災者へ配分される予定です。

5. 義援金の税制上の優遇措置について

この義援金は、税制上の優遇措置を受けることができます。

希望される場合は、石川県共同募金会で発行する領収書が必要となりますので、本会または市町支会（社会福祉協議会）までご相談ください。

(問い合わせ先) 社会福祉法人佐賀県共同募金会

〒840-0815 佐賀市天神一丁目4番15号 / TEL 0952-23-4996

「令和6年能登豪雨災害義援金」募集要綱

社会福祉法人石川県共同募金会

1 趣旨

令和6年9月21日の大雨に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、3市3町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町）で災害救助法が適用されました。

石川県共同募金会（以下「本会」という。）では、この災害により被災された方々を支援することを目的に災害義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

「令和6年能登豪雨災害義援金」

3 受付期間

令和6年9月26日（木）から令和7年3月31日（月）まで
（被災状況に応じて、受付期間を延長する場合があります。）

4 義援金の受入れ

（1）指定口座による受入れ

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
北國銀行	県庁支店	普通預金 30446	シヤカイフクシホウジンイシカワケンキョウドウホケンカイ 社会福祉法人石川県共同募金会 レイワロクネノトゴウサカイイギエンキン 令和6年能登豪雨災害義援金
ゆうちょ銀行	00170-7-732071		イシカワケンキョウドウホレイワロクネノトゴウ 石川県共募令和6年能登豪雨 サカイイギエンキン 災害義援金

※1 北國銀行各店からの窓口、ATM、インターネットバンキングでの振込・振替は、手数料が免除されます。

※2 ゆうちょ銀行本・支店及び郵便局の窓口からの通常払込手数料は免除されます。

※3 上記以外の金融機関からの振込・振替は手数料がかかりますのでご注意ください。

（2）現金書留による受入れ

（※料金免除の取扱いを申請中です。）

（3）本会窓口による受入れ

（場 所）石川県共同募金会事務局（金沢市本多町3-1-10 県社会福祉会館2階）

（受 付）月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの間

（祝日を除く）

5 義援金の配分

お預かりした義援金は、関係団体等で構成される石川県災害義援金配分委員会により配分基準等を決定し、各市町を通じて被災者の皆様にお届けします。

6 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の対象となります。確定申告に際しては、金融機関から受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。この募集要綱は、本会ホームページからも取得できます。

なお、都道府県共同募金会において、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項を記入のうえ、本会へ送付ください。後日、領収書を発行いたします。

〔該当する税制優遇措置〕

- ・ 所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・ 地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

7 その他

災害義援金のみのお受入れとなり、救援物資・物品等の取り扱いは行いません。

8 問い合わせ先

社会福祉法人石川県共同募金会

〒920-8557 石川県金沢市本多町3-1-10 県社会福祉会館2階

TEL 076 (208) 5757 FAX 076 (222) 8900

(a-isk@akaihane-ishikawa.or.jp)

附則

この要綱は、令和6年9月26日から施行する。